

## 「フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育」のご案内

労働災害は、作業に慣れてきた頃が特に要注意となります。

このため、労働安全衛生法第60条の2では、フォークリフト運転業務等の危険有害業務従事者に対しては、定期的に安全衛生教育(再教育)を実施することを求めています(努力義務)。

当教育を実施し、従事者には最新の安全知識等を付与し、安全意識を高め、安全職場の更なる構築を図りましょう。

◆ 日 時 令和7年9月24日(水) 8:50 ~ 16:20頃(学科6時間)

◆ 会 場 神戸東労働基準協会 研修室

神戸市中央区八幡通 3-2-5 IN 東洋ビル 6階

◆ 対 象 フォークリフト運転技能講習修了者で一定期間(概ね5年)経過した方

◆ 内 容 最近のフォークリフトの特徴、フォークリフトの取扱い・保守  
荷役作業安全ガイドラインのポイント、最新の関係法令 等

◆ 参加申込方法、受講料等の詳細は、

神戸東労働基準協会HP

「その他の教育・研修会」

をご参照願います。

([info @kobehigashi.com](mailto:info@kobehigashi.com))



問合せ先 神戸東労働基準協会 TEL 078-222-1001